

審 議 結 果 速 報

(令和4年3月24日)

陳 情 4 年 総 務 第 3 号

鳥 取 県 議 会

文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
4年－3 (R4.01.21)	総 務	「とっとり電子申請サービス」の対象項目と、電子申請の活用について	不 採 択 (R4.03.24)

▶陳情事項

鳥取県議会から鳥取県執行部に対し、「とっとり電子申請サービス」の対象項目に行政不服審査請求書の提出を追加することや、電子申請の推進を求めること。

▶陳情理由

陳情者は、鳥取県に、行政不服審査法に基づく審査請求書を電子メールで提出しようとしたところ、それが適法ではない（行政不服審査法19条の審査請求「書」は紙を指し、電子メール申請はできない）旨の説明を受け、電子メールでPDF提出をした書類の郵送での再送信を求められたことから、鳥取県総務部政策法務課に、鳥取県としての見解、電子メール提出の適法性を照会したところである。

すると、担当課から電話をいただき、鳥取県としては、行政不服審査法19条は「紙」を指し、電子署名を行ったものは例外であるが、認めない旨の答弁をいただいた。

一方、審査請求書は、そもそも押印手続の廃止で、押印は必要なく、本人確認も必要なく、PDFが到達してしまえば、結局審査請求の内容と意思は、電子メールでも郵送でも同様に伝わる。そもそも判子がないので、一緒である。

電子署名とはそもそも、押印の代わりをするためにあるものである。

そこで、陳情者は、東京都では、審査請求書の電子申請ができることなどを引き合いに出し、鳥取県でも簡易な方法で審査請求ができるように、今後、「とっとり電子申請サービス」などで電子申請を可能にするようにしてほしいと要望し、鳥取県当局の意向を尋ねた。

すると、鳥取県当局は、「現状、やるつもりがない」旨いわれ、その理由を尋ねたところ、「原則が紙で、電子は例外だから」といわれた。ただ、その例外を使ってほかの自治体が導入している。

「今、こうだから」「原則だから」は、導入しないことの説得力ある説明にはなっていないと感じる。

県民への誓いには、次の一節がある。

「前例にとらわれず、業務改善と県民生活向上を進めます。」

ほかの自治体は導入しているが、鳥取県が導入しない具体的な理由を教えてほしい旨（たとえば、予算など、どんな障壁があるのか）尋ねると、「もうお話することはない」旨いわれ、説明を終了された。導入に莫大な予算がかかるわけではない。

本来、国の審査請求制度が、自治体によって、取り扱いが異なるのもおかしいことで、住んでいる場所によって、電子メールやオンラインでの提出の可否が異なるのもおかしいと思う。

なお、この審査請求に限らず、住民の利便性の向上に資するため、オンラインで申請できるものはオンラインで申請できるよう、制度が改善

されればと思う。

ついては、この旨、鳥取県執行部に対し、鳥取県議会として導入の検討を求めていると、陳情するものである。

▶提出者

倉吉市 個人

▶所管委員長報告（R4. 03. 24本会議）会議録暫定版

行政不服審査法の審査請求時には本人確認が必須とされています。

なお、現状でも、本県執行部に対しては、電子署名を併用することにより、審査請求書のオンライン提出は可能とのことです。

また、本県では、既に、行政手続のオンライン提供原則化を掲げて取り組んでいるところであることから、議会から重ねて措置を求めるまでもありませんので、不採択と決定いたしました。

現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

総務部（政策法務課）

【現 状】

現状でも、行政不服審査請求手続の一連の手続のうちの一部（最初に行う審査請求書の提出等）について、データ容量面で一定の制約（20メガバイト）はあるものの、とっとり電子申請サービス（汎用電子申請システム：補助金申請、許認可申請その他の県における一般的な行政手続のほとんどをこの一つの電子申請システムで取り扱えるようにしようとしているもの。）で行えるようにすることは可能である。しかしながら、汎用電子申請システムであるが故、行政不服審査請求手続において、処分庁を含めた複数の者が介在する一連の手続全てをオンラインで完結することはできず、これをオンラインで完結できるようにするためには相当の労力と費用をかけてシステムを整備する必要がある。また、処分庁等の行う手続のオンライン化の義務付けについては法令等の改正を待たなければならないことから、現在、国において、全地方公共団体又は国・全地方公共団体の共通システム基盤又は共通プラットフォームの研究が進められていることから、全国共通のプラットフォームの導入を待つのが得策であると考えている。

行政不服審査法上、「審査請求は、（中略）審査請求書を提出してしなければならない」こととされているが、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律等の規定により、電子署名を行い、電子証明書と併せて送信すること（電子署名を付したPDFファイルを電子メールで送信する等）により、現状でも、オンラインで審査請求が行えることとなっている。

また、オンラインでの審査請求については、次のような課題がある。

- ① 審査請求書の提出は、審査請求に係る一連の手続のうちのごく一部であり、これ以降の手続（弁明書、反論書等の提出、物件提出手続、参加人の参加手続、審理員意見書の写しの送付、裁決の送達等）については、書面又は対面となる可能性が高い。
- ② ①に関連し、「行政不服審査請求手続をオンライン提供する」とした場合には、利用者としては、当然のこととして手続の全てがオンラインで完結することを期待するものであり（陳情者の真意もオンラインで全ての手続が完結すべきというものである可能性がある。）、行政不服審査請求の一連の手続のうち一部についてのみ（審査請求書の提出等のみ）、とっとり電子申請サービスでオンライン提供とすることは、利用者の期待を裏切るものとなる（陳情者の真意に反した不本意な結果となる。）。
- ③ ②に関連し、仮に一連の審査請求手続をオンラインで完結できるようにするためには、データ容量の上限を引き上げるなどのシステム整備、又は提出物若しくは提出方法自体の見直しを行う必要がある。

※とっとり電子申請サービスは、データ容量の制約があり、一連の審査請求手続のうち一部をオンライン化しても、書面による手続が残る可能性が高く（審査請求制度上、請求者等が提出する書面等に分量（データ容量）の制限を設けることはできない。）、申請者によっては、書面による手続にオンライン申請手続が加わるだけの結果となり、逆に負担が増えるだけと受け止められることが危惧される。

【県の取組状況】

鳥取県では、国が手続を書面による旨、法令等で定めている等の特別な事情のある手続を除き、行政手続のオンライン提供原則化を掲げて取り組んでいる。

審査請求をオンラインですることを求める意見は、他に寄せられておらず、電子署名等の活用による方法は、システム構築が不要であり、かつ、手順についても広く理解が得られており、一般の利用が普及しているものであり、仮にオンラインで審査請求を行いたい旨の申出があれば、

この方法を教示することとなる。

※参考法令

○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号、略称：デジタル手続法）

第六条 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除き、以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

〈中略〉

4 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において署名等を行うことが規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第十一条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものをもって代えることができる。

〈以下省略〉

○総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）

第四条 情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、行政機関等の定めるところにより、当該行政機関等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

3 法令（法律及び政令を除く。）の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第一項の規定に基づき当該書面等のうち一通に記載すべき又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。

第十三条 情報通信技術活用法第六条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものは、電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）及び第四条第二項ただし書に規定する措置とする。

2 情報通信技術活用法第七条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものは、電子署名とする。

3 情報通信技術活用法第九条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものは、電子署名とする。